

○他市町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市
外の指定地域密着型サービス事業所の指定に関する取扱要綱

平成25年3月29日

告示第33号

(趣旨)

第1条 宜野湾市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則(平成18年宜野湾市規則第12号)第9条の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に規定する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所(以下「指定地域密着型サービス事業所等」という。)の指定に係る市町村長の同意の手続等 に関し必要な事項及び市外の指定地域密着型サービス事業所等の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(他市町村長が行う指定地域密着型サービス事業所等の指定についての同意)

第2条 宜野湾市以外の市町村長が本市区域内に所在する指定地域密着型サービス事業所等の指定を行う場合には、宜野湾市所在地域密着型サービス事業者の指定に係る同意依頼書(様式第1号)を宜野湾市長(以下「市長」という。)へ提出し、同意を得なければならない。

2 前項の同意は、対象となる他市町村の被保険者(以下「対象被保険者」という。)ごとに得なければならない。

(指定の拒否)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は指定の同意を行わない。

- (1) 事業計画に基づく整備計画に大きな影響が見込まれる場合
- (2) 指定対象の事業所において、他市町村の利用者数が事業所の利用(登録)定員の2割を超えるとき。
- (3) その他市長が必要と認める場合

(同意の通知)

第4条 市長は、指定に係る同意の可否について、同意依頼に係る回答書(様式第2号)により他市町村へ通知するものとする。

2 前項の同意の通知は、対象被保険者ごとに行うものとする。

(申立書の提出)

第5条 他市町村を保険者とする介護保険の被保険者は、本市に所在する指定地域密着型サービス事業所等を利用したい場合、当該事業所と契約を締結する前に、宜野湾市の指定地域密着型サービス事業所等の利用に係る申立書(様式第3号。以下「申立書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 本市を保険者とする介護保険の被保険者(以下「本市被保険者」という。)のうち、本市に転入後又は本市被保険者となって3月を経過しない者が本市に所在する指定地域密着型サービス事業所等を利用したい場合は、当該事業所と契約を締結する前に、申立書を市長に提出しなければならない。

(市外の指定地域密着型サービス事業所等の指定)

第6条 市長は、市外の指定地域密着型サービス事業所等を指定する場合は、地域密着型サービス事業者の指定に係る同意依頼書(様式第4号。以下「同意依頼書」という。)により、当該事業所が所在する市町村長へ指定の同意を求めるものとする。なお、同意依頼書は、依頼先の市町村に規定する様式があればこれに代えることができるものとする。

(指定基準)

第7条 市長が市外の指定地域密着型サービス事業所等を指定する場合は、原則として、次の各号のいずれかに該当する場合に指定するものとする。

(1) 市内に同種サービスが存在しない場合

(2) 市内の同種サービスにおいて3月以上の期間にわたり定員の空きがない場合

(3) 市内の指定地域密着型サービス事業所等よりも利用を希望する市外の指定地域密着型サービス事業所等の方が自宅から近く、かつ、生活圏内にあると認められる場合。ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を除く。

(4) 虐待からの避難による場合

(5) その他市長が必要と認める場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和8年8月21日告示第112号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の他市町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の指定に関する取扱要綱の規定は、令和8年6月1日から適用する。